

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第30号

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成21年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(財務諸表) 第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月総務省告示第221号）に定める <u>純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書</u> とする。	(財務諸表) 第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月総務省告示第221号）に定める <u>キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書</u> とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第10条の規定は、この規則の施行の日以後に終了する事業年度から適用する。